

東海地域鳥獣害対策連絡推進委員会設置要領

第1条 目的

農作物の鳥獣被害については、全国的に深刻な状況となっており、東海地域においても被害が甚大なものとなっている。

このような状況下において、鳥獣害対策に関係する部署の連携を図り、鳥獣害防止の推進を図るために東海地域鳥獣害対策連絡推進委員会（以下「委員会」という。）を設置し東海地域における、鳥獣害対策の円滑な推進に資する。

第2条 委員会の構成

- 1 委員会は東海農政局内関係課長、環境省中部地方環境事務所野生生物課長、中部森林管理局名古屋事務所副所長及び東海地域の3県の鳥獣害対策、普及、森林、環境各窓口担当課（室）長からなる委員（別紙）で構成するものとする。
- 2 委員は1の構成員以外に必要な応じて追加をすることができるものとする。
- 3 委員会には、必要な応じて学識経験者及び専門家等を招聘することができるものとする。

第3条 委員会の役員及び開催

- 1 委員長は生産経営流通部農産課長とする。
- 2 委員会は、委員長が招集し開催するものとする。

第4条 活動

委員会は第1条の目的を達成するために下記の(1)から(4)に掲げる事項について活動を行うものとする。

- (1)鳥獣害及び鳥獣害防止対策に関する情報交換
- (2)鳥獣害対策に対するネットワーク等による支援
- (3)鳥獣害対策についての検討
- (4)その他必要な事項

第5条 庶務

委員会の庶務については、東海農政局生産経営流通部農産課鳥獣害対策係において処理するものとする。

第6条 その他

その他必要な事項については、委員会において協議して定めるものとする。

附則

本要領は、平成17年6月22日から施行する。

本要領は、平成18年8月18日から改正する。

本要領は、平成19年9月27日から改正する。

東海地域鳥獣害対策連絡推進委員会 委員名簿

所 属			役 職
岐阜県	環境生活部	地球環境課	地球環境課長
	林政部	森林整備課	森林整備課長
	農政部	農業技術課	農業技術課長
		農業振興課	農業振興課長
愛知県	環境部	自然環境課	自然環境課長
	農林水産部	農林基盤担当局	林務課長
		林務課	森林保全課長
		森林保全課	農業経営課長
		農業経営課	
三重県	環境森林部	自然環境室	自然環境室長
	農水商工部	担い手室	担い手室長
		農水産物安全室	農水産物安全室長
環境省	中部環境事務所	野生生物課	野生生物課長
中部森林管理局	名古屋事務所		副所長
東海農政局	総務部	情報推進課	情報推進課長
	農村計画部	農村振興課	農村振興課長
		資源課	資源課長
	整備部	地域整備課	地域整備課長
	生産経営流通部	園芸特産課	園芸特産課長
		畜産課	畜産課長
		経営支援課	経営支援課長
		農産課	農産課長

学識経験者

所 属	氏 名
(独) 農業・食品産業技術総合研究機構 中央農業総合研究センター	仲谷 淳

生産者代表

所 属	氏 名
宮川森林組合	鳥山 昌章